

様式第1（第8条関係）

市民協働推進補助事業企画書 令和 年 月 日 豊橋市長 様 所 在 地 提出者 団 体 名 代表者氏名 次のとおり事業を企画したので、関係書類を添えて提出します。		
区 分 （該当欄にチェック☑）	☐（1）つつじ補助金 ☐（2）くすのき補助金 （3回のうち 回目）	
事 業 の 名 称 （該当事業にチェック☑）		新規事業 ☐ 既存事業 ☐
当該事業における 補助金の活用状況	交 付 元 名 称： 補助金交付年度： 補 助 金 名 称：	
団 体 の 状 況	設立年月日 年 月 日	
	設 立 経 緯	
	活 動 目 的	

- 備考 1 内容の記載は簡潔にお願いします。なお、必要に応じて各項目の枠を広げて使用できます。
- 2 企画書に次の書類を添付してください。なお、（2）（3）は、施設整備を行う場合のみ提出してください。
- （1） 定款又は規約、会則その他これらに準ずるもの
 - （2） 事業実施の位置図及び工作物等のイメージ図（大きさ、デザイン等がわかるもの）
 - （3） 工事を業者に依頼する場合は、工事費用の見積書の写し

事業計画書

No. 1

(つつじ補助金・くすのき補助金)

①事業の区分 (該当する事業にチェック☑)	(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業 ☐ (11) 国際協力を行う事業 ☐ (2) 社会教育の推進を図る事業 ☐ (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業 ☐ (3) まちづくりの推進を図る事業 ☐ (13) 子どもの健全育成を図る事業 ☐ (4) 観光の振興を図る事業 ☐ (14) 情報化社会の発展を図る事業 ☐ (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る事業 ☐ (15) 科学技術の振興を図る事業 ☐ (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業 ☐ (16) 経済活動の活性化を図る事業 ☐ (7) 環境の保全を図る事業 ☐ (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充の支援を行う事業 ☐ (8) 災害救援事業 ☐ (18) 消費者の保護を図る事業 ☐ (9) 地域安全事業 ☐ (19) 公益的社会的貢献活動団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助を行う事業 ☐ (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る事業 ☐ (20) 前各号に掲げる事業に準ずる活動として愛知県条例で定める事業 ☐			
②現状把握・分析・事業目的 必要性	(事業実施の理由、地域課題の解決につながる事業の目的)			
③事業内容（詳細） 実効性				
④スケジュール 実効性	事業 期間	(事業着手日) 令和 年 月 日から	(事業終了日) 令和 年 月 日まで	
	実施日	内容	会場	参加者数見込
⑤周知方法・周知先 実効性				
⑥実施体制 実効性	(実施メンバー)			

（つつじ補助金・くすのき補助金）

⑦事業が公共の利益に寄与すると考える理由及び事業実施による市民(地域)への波及効果 公益・実効性	
⑧事業実施後の活動について 継続性	

（くすのき補助金）

⑨事業の創造的又は開拓的である部分 先駆性	記入不要です。
⑩事業で団体の持つ専門性が活かされている部分 専門性	

備考 内容の記載は簡潔をお願いします。なお、必要に応じて各項目の枠を広げて使用できます。

様式第3（第8条関係）

収支予算書

実効性

収入

単位：円

費 目	金 額	内 訳
市民協働推進補助金		
合 計		

支出

単位：円

費 目	金 額	内 訳
【対象経費】		
小 計		
【対象外経費】	団体の運営に関する事務費等の経常的な経費	
	団体の事務所等を購入、整備、維持するための経費	
	団体の構成員に対する人件費、謝礼、食糧費、交通費及び宿泊費	
	その他	
小 計		
合 計		

備考 1 内容の記載は簡潔をお願いします。なお、必要に応じて各項目の枠を広げて使用できます。

2 団体の構成員に対する食糧費の内、活動時に必要な水分補給に要する食糧費は対象経費にできません。

様式第4（第8条関係）

構成員名簿

NO	職名・氏名	該当する項目をチェック☑
1		市内在住 ☐ ・市内在勤 ☐ ・市内在学 ☐
2		市内在住 ☐ ・市内在勤 ☐ ・市内在学 ☐
3		市内在住 ☐ ・市内在勤 ☐ ・市内在学 ☐
4		市内在住 ☐ ・市内在勤 ☐ ・市内在学 ☐
5		市内在住 ☐ ・市内在勤 ☐ ・市内在学 ☐
6		市内在住 ☐ ・市内在勤 ☐ ・市内在学 ☐
7		市内在住 ☐ ・市内在勤 ☐ ・市内在学 ☐
8		市内在住 ☐ ・市内在勤 ☐ ・市内在学 ☐
9		市内在住 ☐ ・市内在勤 ☐ ・市内在学 ☐
10		市内在住 ☐ ・市内在勤 ☐ ・市内在学 ☐
人数	人	

備考 構成員人数に応じて名簿の行を追加してください。

参考 豊橋市市民協働推進補助金（つつじ補助金及びくすのき補助金）交付要綱

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、公益的社会活動団体であつて、次に掲げる要件のいずれをも満たすものでなければならない。

（1） 略

（2） その構成員の2分の1以上の者が市内に住所を有し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務し、若しくは市内の学校に在学していること。

〇〇の会 規約

(名称)

第1条 この会は〇〇と称する。

(所在地)

第2条 この会の事務所は、〇〇（学校の住所でもOKです）に置く。

(目的)

第3条 この会は豊橋市の〇〇について〇〇することを目的とし、営利を目的とせず、自発的な活動を行うものとする。

(活動)

第4条 この会は第3条の目的を達成するために次の活動を行う。

(1) 〇〇での清掃活動

月1回 第1日曜日 9:00～10:00

＊雨天等により中止の場合は翌週

(2) 〇〇に関する講習の実施

偶数月 第1日曜日 18:00～19:00

(会員)

第5条 この会の会員は豊橋市に在住、在勤、在学している者で会の目的に賛同する者が会員となることが出来る。

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。会員として入会しようとするものは代表に了承を得るものとする。

(退会)

第7条 会員の退会については、特に条件を定めない。退会しようとするものは代表に退会の意思を申し出るものとする。

(役員)

第8条 この会は次の役員を置く。役員は、会員の過半数の賛成をもって決定する。

代表1名 この会を代表して職務を行う

副代表1名 代表を補佐する

会計1名 この会の会計処理を行う。

(事業年度)

第9条 この会の事業年度は、毎年〇月〇日から翌年の〇月〇日とする。

(規約の変更)

第10条 規約の改正は会員の過半数の賛成をもって決定する。

(雑則)

第11条 この規約は令和〇年〇月〇日から施行する。

★サンプルになりますので団体に応じて内容を追加してください。